土地改良事業計画変更の同意 (農村整備課).....

土地改良事業施行の同意 (農村整備課).....

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課)ー

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令 (都市計画課)........

П

平成二十二年度毒物劇物取扱者試験の実施 (薬務課).......

Щ

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課).....

宇部丸山ダム操作規程の一部を改正する管理規程 水越ダム操作規程の一部を改正する管理規程 土地改良事業の工事の完了の届出 (農村整備課)

目

次

平成二十二年六月十五日

山口県知事

井

関

成

課長 に改正する。 別表第二健康福祉部の項中「障害者支援課長」 山口県都市計画推進協議会規程(昭和四十四年山口県訓令第六号)の一部を次のよう この訓令は、 河川開発課長」を「河川課長」に改める。 山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令 則

を削り、同表土木建築部の項中「河川

平成二十二年六月十五日から施行する。

山口県告示第二百四十九号

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、 土地

平成二十二年六月十五日

土地改良区の名称

防府市大道土地改良区

九 八

> 認 可

年

月

日 七

山口県知事

井

関

成

平成二二、 六

山口県訓令第五号

各 庁 出 中 先 機 関 般

防府市大道土地改良区

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

山口県告示第二百五十号

: 九

九

規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、

新

平成二十二年六月十五日

土地改良区の名称

施行地区

上迫口下地区

ため池の整備 事業の種類

山口県知事

井

関

成

認 可

平成二二、 年 六 月 日 七

光市

光地区

施行地区

市町名

Щ

報

長門市

平成二十二年六月十五日

山口県告示第二百五十一号

市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、

宇部市 市町名

藤ヶ迫地区 施行地区

又衛地区

ため池の整備 事業の種類

山口県知事

_

井

関

成

平成二二、 同 意 年 六 月 日

山口県告示第二百五十二号

市町が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第一項の規定により、

平成二十二年六月十五日

事業の種類

暗きょ排水

山口県知事 井

関

成

平成二二、 同 意 年 六 月

七

日

(一九一) 平成二十二年度毒物劇物取扱者試験の実施

取扱者試験を次のとおり実施します。 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第八条第一項第三号の毒物劇物

平成二十二年六月十五日

山口県知事 = 井 関

成

試験の日時

試験の場所

平成二十二年十一月七日 (日曜日) 午前十時から正午まで

山口市秋穂二島一〇六二番地 山口県セミナーパーク

受験願書の受付期間

場合は、九月二十四日までの消印のあるものは、 平成二十二年八月三十日 (月曜日) から同年九月二十四日 (金曜日) まで (郵送の 有効とする。

受験願書等の提出先

兀

福祉部薬務課に提出すること。 最寄りの保健所又は山口市滝町 一番一号 (郵便番号七五三-八五〇一) 山口県健康

なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書するこ

七

五 提出書類

- 受験願書
- た無帽、正面向き及び上半身像のもの 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、 出願前六月以内に撮影し
- 受験手数料

六

八証紙には、消印をしないこと。 一万千六百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収

合格者の発表等

七

- 山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する 合格者の発表は、平成二十二年十二月一日 (水曜日) とし、 合格者の受験番号を
- 知事に申し出ること。 開示を受けようとする受験者は、 試験の得点の開示は、 山口県健康福祉部薬務課において行うので、 合格者の発表日以後、 受験票を提示してその旨を 試験の得点の
- その他
- メートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を同封すること。 と朱書し、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒 (縦三十三センチ 部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、 受験願書等の請求は、 最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 封筒の表に「毒物劇物取扱者試験」 山口県健康福祉
- 話〇八三-九三三-三〇一八)にすること この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課 (電

(一九二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、

平成二十二年六月十五日から同年十月十五日までの間、

山口県商工労働

当該届出は、

関

成

更

後

康男

後

兀

五 変更年月日 平成二十二年五月二十七日

平成二十二年四月七日

大規模小売店舗の名称及び所在地

称 アルク大内店

所在地 山口市大内矢田九一〇の

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

所 代表者の氏名

株式会社サンマート 防府市大字新田一〇二二一の三

変更に係る事項の概要

原田 賴幸

届出年月日

代表者の氏名
大規模小売店舗を設置する者の

田中

康男

原田

賴

変

更 に

係

る

事 頂

変

更

前

変

更

後

平成二十二年五月二十七日

五 平成二十一年五月二十八日 変更年月日

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 称 山口市大内矢田九一〇の アルク大内店

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンマート 名 防府市大字新田一〇二二の三 住

所

代表者の氏名

賴幸

変更に係る事項の概要

名者の代表者の氏大規模小売店舗に 変更に係る事 項 株式会社丸久 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 藏澄 変 均 更 前 田中 恋 康男 更 後

兀

届出年月日

平	成22年	E 6 万	15	日	火	翟日		Щ		П		県		報		(定算	期)			第 2	2165	号	
		≡ ,	生	=	_		_		五		<u> </u>			=	E 表	<u></u>	=			_		3	Б	四
	変更に係る事項 業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売	事項の概要	会社丸久 方符	名の名称及では外述では代表者の日名の名称をは、	届計省)名字女が自行在がこん長者)も名所在地 一山口市小郡下郷二二七三の一		規 模 小 売	3 5 1 3 1	平成二十二手四月七日変更年月日	平成二十二年五月二十七日平成二十二年五月二十七日		ら者の代表者の氏 おいて小売業を行 株式会社丸久 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	変更に係る事項 業を行う者の氏名又は名称変更に係る事項 業を行う者の氏名又は名称		- 受罪工资分割有分别是 山口市平井七七大	引 - 名	出者の氏名及び住所	在地	名称アルク平川店	大規模小売店舗の名称及び所在地		平成二十二年四月七日	变更手引目。	区域 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	変	7	<u> </u>									藏澄	変											
	更											均	更											
	前		J	所									前			所								
	変	E	Ξ									田中	変											
	更		日中分	代 表								康 男	更											
	後	5	妻 男	代表者の氏名									後	:										
有限会社興和 山口市小郡高砂町七番三一号名	二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名所在地 山口市徳地堀一六一三		一大規模小売店舗の名称及び听在地		平成二十一年五月二十八日	五 変更年月日		名言 (う皆の弋長皆の氏(株式会社サンマート)(田中)康男)おいて小売業を行(株式会社サンマート)(田中)康男)、大規模小売店舗に)	変更に係る事項 業を行う者の氏名又は名称 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売	三変更に係る事項の概要	ター協同組合 秋穂ショッ ピングセン 山口市秋穂東六七四六の一	名 称 住	二の届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名所在地の山口市秋穂東六七四六の一		小売		平成二十二年匹月七日	五変更年月日		四 届出年月日	名の代表者の氏	たける土して	者の氏名というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
所										前			所											
				ı					 原 田	変			-				I					//	,	—— 田 中
伊勢本哲史									田 賴幸	更後		原田 欣知	代表者の氏名											中 康 男

康男

後

七

後

名されていた。名が、おいていたのでは、名をは、これでいたのででは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、こ	変更に係る事項
株式会社丸久	業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売
藏 澄	変
均	更
	前
田中	变
康男	更

届出年月日

平成二十二年五月二十七日

変更年月日

平成二十二年四月七日

大規模小売店舗の名称及び所在地

称 サンマー ト華城店

防府市桑南二丁目六六三

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンマート

住

所

代表者の氏名

原田

賴幸

後

変更に係る事項の概要

防府市大字新田一〇二二一の三

変更に係る事項 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 株式会社サンマート 田中 " 変 更 前 原田 11 変 賴幸 更

届出年月日

平成二十二年五月二十七日

平成二十一年五月二十八日 変更年月日

一九六) 土地改良事業の工事の完了の届出

次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、

後

国居

稔明

開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市南花岡二丁目一一番二二号

開発区域に含まれる地域の名称

下松市南花岡一丁目

県

開発区域に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市瑞穂町四丁目及び潮音町四丁目

周南市岐南町一〇番一号

有限会社三晃開発

岩国市 た者の名称又は氏名土地改良事業を行っ

平成二十二年六月十五日

事業の名称

工事着手時期

山口県知事

=

井

関

成

平成二十二年六月十五日

工事完了時期

平成二二、

平成二二、

Ξ

Ξ

正する。

別表第二中「山口県土木建築部河川開発課」を「山口県土木建築部河川課」に改め

水越ダム操作規程 (昭和五十一年山口県企業管理規程第四号) の一部を次のように改

水越ダム操作規程の一部を改正する管理規程

山口県公営企業管理者

児

玉

晵

ಕ್ಕ

この管理規程は、

平成二十二年六月十五日から施行する。

附

則

(一九七) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

平成二十二年六月十五日

山口県知事 = 井 関

成

平成二十二年六月十五日

山口県企業管理規程第九号

宇部丸山ダム操作規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

宇部丸山ダム操作規程の一部を改正する管理規程

山口県公営企業管理者

児

玉

晵

宇部丸山ダム操作規程(昭和五十三年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のよう

に改正する。

別表第二中「山口県土木建築部河川開発課」を「山口県土木建築部河川課」 に改め

附 則

この管理規程は、 平成二十二年六月十五日から施行する。

山口県企業管理規程第八号

水越ダム操作規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十二年六月十五日発行平成二十二年六月十五日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁